

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例
主管課	薬務衛生課
根拠法令等	温泉法の一部を改正する法律（平成 19 年 11 月 30 日公布、平成 20 年 10 月 1 日施行）

【改正の概要】

温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、温泉の採取等に災害防止対策の実施が義務付けられたこと、及び温泉の採取の許可制が新設されたことに伴う手数料の新設

土地掘削のための施設等変更許可申請手数料	24,000 円
ゆう出路増堀のための施設等変更許可申請手数料	24,000 円
温泉採取許可申請手数料	35,000 円
温泉採取許可を受けた法人の合併又は分割承認申請手数料	7,400 円
温泉採取許可を受けた者の相続承認申請手数料	7,400 円
可燃性天然ガス濃度確認申請手数料	7,400 円
温泉採取のための施設等変更許可申請手数料	24,000 円
温泉法の一部を改正する法律附則第 6 条の申請手数料	7,400 円

施行日 平成 20 年 10 月 1 日（ は平成 20 年 8 月 1 日）

【その他参考事項】

1 温泉法の改正の概要

ア 改正の経緯

平成 19 年 6 月に東京都渋谷区の温泉施設で発生した天然ガスの爆発事故を契機として、土地の掘削や温泉の採取等に際し発生する可燃性天然ガスによる災害防止が法の目的として追加された。

イ 主な改正点

許可基準項目の追加

（可燃性天然ガスによる災害防止に関する技術上の基準への適合）

温泉の採取の許可制の新設

温泉の採取許可に代わる可燃性天然ガス濃度確認制度の新設

現在、温泉を採取している者については、改正法の施行日から 6 箇月以内に採取の許可又は可燃性天然ガス濃度確認を受けるように規定されている。

災害発生のおそれがある場合における緊急措置命令の追加

2 県内の状況

ア 温泉利用状況

平成 18 年度 源泉総数 210 （内 利用源泉数 130）

平成 17 年度 源泉総数 222 （内 利用源泉数 126）

平成 16 年度 源泉総数 200 （内 利用源泉数 125）

イ 新規掘削許可申請件数

平成 18 年度 2 件 （内 深度 1,000m 以上の掘削 2 件）

平成 17 年度 4 件 （内 深度 1,000m 以上の掘削 3 件）

平成 16 年度 5 件 （内 深度 1,000m 以上の掘削 4 件）